

## 建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱いについて

平成25年5月13日

管理者決裁

一般競争入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは次のとおりとなりますので、内訳書の作成に当たっては十分に注意して下さい。

- 1 未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とする。

<未提出又は未提出と同等と認められる場合の例>

- ① 内訳書の全部が提出されていない場合
- ② 内訳書の一部が提出されていない場合
- ③ 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- ④ 他の工事の内訳書が提出された場合
- ⑤ 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- ⑥ 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

<記載すべき事項が欠けている場合の例>

- ① 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- ② 工事名、業者名又は代表者名が白紙の場合
- ③ 公告に明示した項目を満たしていない場合

- 2 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とする。なお、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

<記載すべき事項に誤りがある場合の例>

- ① 工事名、業者名又は代表者名に誤りがある場合
- ② 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
- ③ 内訳書の計算が間違っている場合

- 3 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑い

が認められる場合は、入札を保留し、「埼玉県央広域事務組合不正行為に関する通報に対する対応について」に基づき、処理するものとする。

<談合の疑いが認められる場合の例>

- ① 他の業者の内訳書が添付されている場合
  - ② 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
  - ③ その他談合が推測される記載等がある場合
- 附 則

この取扱いは、平成25年5月15日から施行する。